慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	民主化過程における軍部の撤退と文民統制 : タイの場合
Sub Title	Military Withdrawal from Politics and Civilian Control in Democratizing Process : Thailand
Author	伊藤, 述史(Ito, Nobufumi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.2 (1997. 2) ,p.263- 295
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	奈良和重教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970228-0263

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民主化過程における軍部の撤退と文民統制

――タイの場合――

伊藤述史

はじめに
第一章　政軍関係史の概観
第二章　軍部の撤退過程――プロフェッショナリズムとイデオロギーに関する仮説検証
　第一節　プレーム政権期
　第二節　アーナン第一次政権からスチンダー政権期
第三章　文民統制――文民政権の正当性に関する仮説検証
　第一節　チャートチャーイ政権期
　第二節　アーナン第二次政権からバンハーン政権期
おわりに

はじめに

地中海沿岸諸国から始まった一九七〇年代中葉の民主化の政治変動は、その後八〇年代に入って中南米のほとんどの国々に波及し、八〇年代後半にはフィリピン、韓国、タイなどアジアの諸国でも、権威主義体制の崩壊、

文民政権の成立がみられた。さらに八九年の東欧革命、九一年のソ連邦の崩壊も、こうした世界的な民主化の流れの一翼を形成した。

発展途上国のかかる政治変動においては、軍部の利害や動向がそのヘゲモニーの程度はさまざまであれ、主要な政治的アクターのひとつとして、民主化の過程に影響を及ぼしている。いいかえれば民主化過程の帰結は、軍部の撤退のあり方や効果的な文民統制の成否に多少なりとも依存している。したがってこうした認識から、途上国の軍部あるいは政軍関係の研究では、八〇年代以降、軍部の政治からの撤退、民主化政権における文民統制の問題など民主化への展望へむけて新たな成果が問われてきた。(1) 筆者もこうした問題関心と従来までの理論的蓄積にもとづいて、先に「民主化過程における軍部――軍部の撤退と文民統制のための理論的課題――」をまとめ、そこで第一に権威主義体制下での安定した軍部の撤退過程の条件について、第二に新生文民政権下での効果的な文民統制の条件について計十四の仮説を提示した。(2)

本稿ではかかる仮説の検証作業を、タイを事例として行いたい。タイにおいても一九三二年の立憲革命以来、軍部の政治的経済的ヘゲモニーが拡大し、政権交替の多くはクーデタによって行われていた。さらに八〇年代以降の民主化への過渡的段階から九一年二月のクーデタをはさんで、九二年以降現在にいたるまで文民政権が継続しており、軍部を中心とした民主化への仮説検証にとって適切な事例であると考えられるからである。ただ紙幅の関係上、本稿では先の拙稿で提示した仮説のうち、軍部の撤退過程においてはそのプロフェッショナリズムとイデオロギーに関する仮説、および文民統制においては文民政権の正当性に関する仮説の二つを検証の対象としたい。これらの仮説はそれぞれ、撤退過程の様態と文民政権の安定性を左右する点で重要な仮説だからである。

なお検証する各仮説は、仮説検証に当てられた第二章と第三章の冒頭において表記する。仮説文は、先の拙稿で提示したものを一部修正した。以下では第一章において、問題となる一九八〇年以降のタイの政軍関係を中心

とした政治史を概観し、第二章以下で仮説検証に関連する具体的な政治的諸過程の検討に入りたい。

第一章　政軍関係史の概観

本章では、一九八〇年から現在までの政軍間を中心とした事実関係の全体像を、仮説検証に関連するものを中心にあらかじめ概観しておきたい。筆者は一九八〇年以降をタイの軍部の撤退過程、ないしは民主化への過渡期と判断しているが、最初にその所以を述べておく。

タイではすでに一九七三年十月の学生革命による軍政の退陣以降、三年間の文民統治時代を経て、軍部は一九五〇年代、六〇年代におけるような一枚岩的なヘゲモニーを維持することができなくなっていた。七〇年代においては軍内部では、「ヤング・タークス」など文民政治家のみならず軍指導層をも批判する若手将校の改革集団が結成され、軍内部の亀裂と分派抗争が現れていた。また軍外部の状況では、六〇年代から始まる経済発展や高等教育の普及がさまざまな社会的諸集団の育成をうながし、七三年学生革命と続く文民統治の時代を準備していた。経済発展や社会的諸集団の台頭、文民統治の経験は、政党政治の不可避性や文民政治家との協調の必要性を、徐々に軍部に対して認識させてきたといえる。一九七七年にはクリアンサック国軍最高司令官がクーデタにより政権を掌握したが、三年後の八〇年には、軍部特に「ヤング・タークス」の政権支持の撤回と下院野党による内閣不信任案提出により、首相を辞任する。続いて同年には、プレーム陸軍司令官が首相に任命されるが、プレームは前政権崩壊の教訓を生かし、軍部、官僚のみならず下院政党をも重用し、連立政権を組閣した。彼は諸勢力の均衡にもとづいた調整型の政党政治を意図し、在任中に三回の総選挙を実施、以後八年にわたる長期政権を実現させた。また八八年には総選挙によって、十二年ぶりに直接選挙で選出された下院政党党首チャートチャーイ

が首相に就任、政党人を中心とした内閣を成立させている。したがってこうした経過からすると、八〇年から八八年のプレーム政権期を軍部の撤退過程ないしは民主化への過渡期と判断することができる。

ただ、九一年二月クーデタによりチャートチャーイ政権は崩壊し、文民統治は中断する。そして三月にアーナン第一次政権が軍部の後見により成立し、さらに九二年四月にはクーデタ首謀者のひとりであるスチンダー陸軍司令官が首相に就任、その後同年の「五月流血事件」を経て直後に辞任している。したがってこの経過からすれば、文民統治が中断したアーナン第一次政権からスチンダー政権へいたる期間も、軍部の撤退過程にあたると考えることができる。

次に八〇年以降の事実関係の全体を、次章以下の仮説検証に関わるものを中心に簡単にみておく。八〇年には首相府令六六／二五二三（以下、首相令二五二三と略記）が公布され、そこでタイ共産党対策における軍部の役割が明文化された。八一年には、この年の最大の事件である軍内改革派「ヤング・タークス」のクーデタがおこったが、鎮圧される。同年八月には、プレーム首相が陸軍司令官を退任。八二年、首相府令六五／二五二五（以下、首相令二五二五と略記）公布。八三年に入ると、軍部による七八年憲法改正の動きがおこるが、国会での審議により否決される。四月下院総選挙、軍批判政党が最大議席を獲得し、第四次プレーム内閣が成立した。八四年にはドルに対して通貨バーツの切り下げが発表され、これを契機にバーツ切り下げに反対するアーティット陸軍司令官とプレーム首相の対立が表面化した。八五年、「ヤング・タークス」残党によるクーデタ未遂事件がおこる。八六年五月、プレーム首相は国会解散の後、アーティット陸軍司令官を解任、同年七月の下院総選挙の後、第五次プレーム内閣が成立した。八八年七月下院総選挙、最多議席を獲得したタイ国民党を中心にチャートチャーイ連立政権が成立した。九〇年三月には、八六年から任についていたチャワリット陸軍司令官が辞任、国防相に就任する。チャワリット国防相は閣僚の汚職批判を展開したが、同年六月には国防相を辞任し、軍部と政権との関

係は急速に悪化する。十月、スチンダー陸軍司令官も政府の汚職を批判する。九一年二月、アーティットが軍内人事権をもつ国防副大臣に就任すると、直後にクーデタが発生、文民のアーナンが首相に任命され、三月に暫定内閣すなわちアーナン第一次政権が発足した。九二年三月下院総選挙、四月、スチンダーが陸軍司令官を辞任して首相に任命された。同年五月、首相就任を否定していたスチンダーの公約違反に対する抗議と下院議員からの首相選出を要求して、大衆運動が激化、「五月事件」が発生する。国王の調停により事態は収拾され、スチンダー首相は同月辞任、六月にアーナン元首相を中心に選挙管理内閣すなわちアーナン第二次政権が成立した。同月、憲法改正案が可決される。九二年九月下院総選挙、反軍政党の民主党が第一党となり、チュアン政権が成立した。九五年一月、民主化措置を盛り込んだ憲法改正案が可決された。同年五月、与党の土地改革不正疑惑により下院解散、チュアン内閣は辞職する。七月下院総選挙、野党国民党が第一党となり、バンハーン連立政権が成立し、九二年六月のアーナン第二次政権成立以降現在にいたるまで文民統治が継続している。(3)

以下の章では、これらの事実関係の推移から関連する事象をより具体的に検討して、仮説の検証に入る段取りである。

第二章　軍部の撤退過程――プロフェッショナリズムとイデオロギーに関する仮説検証

本章では、軍部の撤退過程において、そのプロフェッショナリズムとイデオロギーに関する仮説を検証する。検証される仮説は以下の通りである。

「撤退過程における軍部全体のプロフェッショナリズムが高ければ高いほど、また政治体制イデオロギーに対する抑制が強ければ強いほど、撤退過程はより持続的に安定し、逆であれば不安定となる。」

タイの場合、民主化への移行期のなかで選挙による政権交替を経ない軍部の後見にもとづいた権威主義体制下であるという点で、軍部の撤退過程にあたる期間は、前述したように一九八〇年から八八年までのプレーム政権期、および九一年二月クーデタから九二年五月までのアーナン第一次政権とスチンダー政権の時期である。したがって第一節ではプレーム政権期を、第二節ではアーナン第一次政権およびスチンダー政権期を対象に仮説を検証する。

第一節　プレーム政権期

プレーム政権において、軍部のプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーを問題とする時、検討しなければならないのは「ヤング・タークス」とこれによる八一年、八五年クーデタ、「民主的軍人グループ」（Democratic Soldiers Group）のイデオロギー、当時の軍指導層の政治的役割に対する認識、首相令二五二三、二五二五、八三年の軍部による憲法改正の動き、八四年のバーツ切り下げをめぐる軍部と政権との対立などである。以下、順に検討する。

「ヤング・タークス」は七三年に結成された陸士七期生を中心とする軍内若手将校の改革集団である。その結成の動機には、国内においては七三年から七六年の文民統治による政情不安と七〇年代のタイ共産党勢力の伸長、国外においてはベトナム戦争の終結などインドシナ諸国における共産勢力の勝利があり、さらにはかかる悪化する内外の情勢に対処しえない軍上層部の特権化とプロフェッショナリズムの低下に対する批判があった。また彼らの関心は、富の不公平な分配にも向けられ、資本家層とこれに結びついた文民政治家の利益追求が批判されて、農村の貧困の救済が主張された。(4)「ヤング・タークス」のプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーについて重要な点は、第一にこれらの問題の解決と反共主義が国家安全保障の確立と直接結びつけて考えられており、

いわば政治改革の課題と軍本来の任務が同一視されていること、第二に政治改革は強力で効率的な行政府の確立によってその実現がはかられていること、第三に強力で効率的な行政府は、「ヤング・タークス」が受入れ、支持する軍部高官によって確立され、そのための手段としてクーデタが排除されていないことである。[5]

こうした「ヤング・タークス」の政治体制イデオロギーは、結果的に鎮圧されたとはいえ、八一年、八五年クーデタにおいて具体的な行動となって現れる。したがって次にみるべきは、これらのクーデタの意味である。特に八一年のクーデタは、陸軍のみならず空海両軍の司令官も関与した規模の大きなものであった。[6] クーデタ軍によって結成された革命評議会は、クーデタの理由として、国家が直面する諸問題の解決は、私利私益を追求する現在の議会政治では不可能なこと、民主体制は国家の諸問題が解決された後に創造しうること、国家の諸問題を解決し、民主体制を確立するために一時的にせよ国家の行政権力を掌握したことなどを挙げている。[7] 八一年クーデタが鎮圧された後、「ヤング・タークス」は急速に軍内のヘゲモニーを失っていくが、八五年には主にプレーム政権の経済失政を理由に、八一年クーデタで免職処分を受けていた「ヤング・ヤークス」の将校がクーデタ未遂事件をおこしている。

したがってこうした経過からすると、「ヤング・タークス」はプレーム政権の軍内権力基盤における不安定要因として現実に作用していたことがわかる。そしてその政治体制イデオロギーと二回のクーデタ未遂は、軍部が国家建設者としての義務を有していること、さらに軍の一部がなお政権交替の手段としてクーデタを考慮していることを政権内外に示したといえる。これらの点で、「ヤング・タークス」の政治体制イデオロギーは、クーデタという極端な軍部の政治介入を正当化するものとして、この時期の軍部の安定した撤退過程にとって障害要因となったと判断できる。

軍部のプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーについては、「ヤング・タークス」のようなラディカ

ルな軍部内反体制派だけではなく、軍指導層においても検討すべき動きがある。これに関連するもののひとつとして、最初に「民主的軍人グループ」と呼ばれる集団の考え方をみてみる。このグループは一九七八年から公に活動を開始しており、メンバーは国内治安維持司令部の幹部将校や陸軍学校の教官などであった。[8] 結成の動機には、「ヤング・タークス」と同様に、七〇年代の国内外における共産勢力の拡大がある。ただ彼らは「ヤング・タークス」とは異なり、独裁体制の存続がかえって共産勢力の拡大をうながしていると判断し、共産勢力を封じ込めるためにはまず独裁体制を民主体制に転換し、しかる後にこの民主体制によって国内の経済的不平等の解決、共産勢力の一掃、国家安全保障の確立がはかられるべきであると考えていた。しかし重要な点は、「民主的軍人グループ」にあっても「ヤング・タークス」と同様に、独占資本家や政党政治家を国家や人民の利益を顧慮しないとして批判しており、国益を唯一体現しているのが、軍部であると判断されていたことである。したがって民主体制の確立も、国家安全保障の課題と結びつけられて軍部の任務と考えられており、ここから「民主的軍人グループ」のプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーにあっても、軍部の政治介入は正当化されていた。[9]

この点、個々の軍指導層についてはどうであろうか。「民主的軍人グループ」の一員であり、終始プレーム首相の側近であったチャワリット陸軍大将（八六年陸軍司令官、八七年国軍最高司令官に就任）も、民主体制実現の障害として独占資本の搾取とこれに支えられた政党政治家の政治腐敗、党内対立などを批判し、八七年には「革命」(Revolution) という表現で軍部による武力行使をともなわない政治経済改革の展望を述べている。さらに軍部による政治経済改革は、民主的な政治発展の一環としてもとらえられており、チャワリットにあってもクーデタは否定されたが、民主体制を構築すべきアクターとして軍部の政治介入は肯定された。[10] また、プレーム政権後期には政権との対決姿勢を強めていくアーティット陸軍大将（八二年陸軍司令官、八三年国軍最高司令官に就任）は、民主体制の発展の前提としてまず政治的安定を置き、さらに政治的安定は経済発展に不可欠なものとして緊

急の課題であると述べる。軍部の政治的役割に関しても、政治的安定すなわち国家安全保障の問題が危機的な状況にある時は、軍部は文民政治家に対して政策の変更をうながす義務があると言明している。こうした考え方の背景には、やはり国家と人民の利益を体現しているのは軍部のみであるとする認識があり、アーティットにあっても軍部本来の任務に関わるプロフェッショナリズムと政治介入は一体化したものとしてとらえられている。[11] さらにアーティットの側近であったピチット少将（八六年国軍司令官補佐に就任）は、企業家と政党政治家による金権政治批判とともに、八三年には国家と人民の利益擁護のために軍部のより直接的な政治介入の可能性を示唆するにいたっている。[12]

仮説検証にとってみなければならないのは、「ヤング・タークス」の場合と同じく、「民主的軍人グループ」やこれら軍部高官の政治体制イデオロギーも、首相令二五二三、二五二五の公布、憲法改正、バーツ切り下げ問題など具体的な動きとなって現れ、軍部の撤退過程に現実に影響を与えたことである。以下、順に検討する。

まず八〇年の首相令二五二三、八二年の同二五二五の公布には、「民主的軍人グループ」のメンバーが関与しており、彼らの政治体制イデオロギーはこれら首相令の内容に具体化された。すなわち国家安全保障に対する最大の脅威として国内のタイ共産党勢力をあげ（首相令二五二三）、さらに共産党勢力の封じ込めと独裁体制廃止のための重要な方法として、デモクラシーの短期間の発展が明文化された（首相令二五二五）。また社会的不正と人民の貧困の原因、デモクラシーの発展の障害要因として、独占資本とその政治的影響力があげられ、その抑制の方途が示された（首相令二五二五）。[13] しかし注目すべきは、第一に主な戦略として従来の武力鎮圧から平和的な政治的攻勢（Political Offensive）へと対策が転換されたこと（首相令二五二三）、第二に「軍は国家の防衛、国王を頂点とする国家の独立とデモクラシーの擁護をその主たる任務とする」（首相令二五二三）として、間接的な表現ながらも国家安全保障と同時に、これに結びつく民主体制の確立と支持を軍部の役割として明記したことである。[14]

ここにも、軍部のプロフェッショナリズムと国家建設者としての役割の一体化がみられる。

問題は、二つの首相令におけるこれらの規定が、プレーム政権期において軍部の政治介入を正当化する法制化されたイデオロギーとして現実に機能したことである。その最大の動きが、八三年の憲法改正の試みである。軍部は憲法改正への軍部の提案は、首相令二五二三の趣旨にそったものであるとして、七八年憲法に定められた八三年四月二十一日失効予定の「経過規定」を延長することを主張した。[15] 軍部が要求する「経過規定」の延長は、軍部に有利な選挙制度の存続、任命制である上院の権限の維持、軍人を含む公務員の首相・閣僚兼任の継続をめぐるものであり、いずれも軍部の政治的ヘゲモニーに関わるものであった。[16] しかし軍部の最大の目的は、軍人の閣僚兼任の規定を継続させることで、アーティット陸軍司令官（当時）を入閣ないしは首相に就任させること、つまり行政府における軍部のヘゲモニーの維持と拡大にあった。[17]

軍部はマス・コミを通じて改憲に反対する政府与党を攻撃し、さらに先にも述べたピチット少将による直接的な政治介入への警告など憲法改正への圧力を強めた。そして野党とも連携して、八三年二月には政府に特別国会を招集させる。結果的に軍部の意向にそった憲法改正案は三月に否決されるが、軍部はさらにプレーム首相を説得して、三月十九日の国会解散、四月十八日の総選挙実施を決定させた。これは、「経過規定」が失効する四月二十一日以前に総選挙を実施させることで、軍部に有利な選挙制度が有効であるうちに上院の多数派の確保をねらったものである。また早期の総選挙実施の決定には、クーデタの威嚇があった。[18] 八四年には、軍部は下院を通じて再び八三年改憲法案動議を提出している。この時はプレーム首相の病気療養を根拠に、政治権力の空白を回避すべきことを改憲の口実としており、軍部の政権獲得への要求をいっそう明確にしてプレーム政権との対立を深めている。[19]

このようにみてくると、首相令に法制化された軍部の政治体制イデオロギーは、憲法改正の動きにおいてなに

よりも政権の政治日程を変更させ、政治権力を指向するより直接的な形態をとっている。したがってこの動きは、軍部の撤退過程をいっそう困難なものにしていることは明らかである。八四年のバーツ切り下げに対する軍部の反対も、そのプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーの考え方から帰結された動きとみることができる。政府は八四年十一月に米ドルに対する通貨バーツの切り下げを実施するが、アーティット陸軍司令官は軍管理下のテレビ局番組を通じて切り下げの撤回を強く主張、同時に軍部は書簡でプレームに内閣改造を要求している。アーティットの反対理由は、第一にバーツ切り下げがインフレを招き、国民生活を困窮させること、第二にそれが国防費や軍の近代化計画にも影響を与えることなどであった。政府は軍部の要求を拒否し、アーティット派はクーデタを計画するにいたっている。[20] 結果的には十二月になって、政権に対する国王の支持もあり、軍部は切り下げ撤回の要求を取下げている。

これらの経過からみて明らかなように、ここでも軍部は国家と人民の利益を考慮し、これを体現していること、さらにそれらに反すれば軍部は政権の重要な政治経済政策の修正をうながすことができることを示している。そして、このための手段として、なおもクーデタを考慮している点が重要である。したがってバーツ切り下げをめぐる政軍間の対立にあっても、軍部のプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーのあり方が、その撤退への障害として現れているといえる。

以上考察してきたように、「ヤング・タークス」の政治体制イデオロギーとこれにもとづく二回のクーデタ未遂事件、「民主的軍人グループ」と軍指導層の政治体制イデオロギー、これを法制化したものとして首相令二五二三、二五二五の公布、首相令におけるイデオロギーの実践ととらえられた八三年の憲法改正運動、同じくバーツ切り下げ撤回要求など、プレーム政権期の軍部の撤退過程では軍部のプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーへの指向は等価なものとしてとらえられ、その政治介入は正当化されたうえで実行されている。そして

これらによって、一方で軍部の側では軍部が撤退に同意していないことが示され、他方で政権の側ではその政治日程は変更されるか、ないしは妨害されている。したがってプレーム政権期においては、軍部のプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーは政治介入を導き、撤退過程はより不安定なものとして現象しており、本章冒頭で表記した仮説は検証された。

第二節　アーナン第一次政権からスチンダー政権期

本節では、アーナン第一次政権からスチンダー政権期において、本章冒頭の仮説を検証する。ここではチャートチャーイ文民政権を崩壊させた九一年二月クーデタからスチンダー政権が退陣する九二年五月までが、軍部の撤退過程の期間として問題となる。仮説検証で検討したいのは、陸士五期生グループのプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギー、九一年憲法の制定、武力行使へいたった九二年五月事件とそれへの過程などである。以下、順に検討する。

九一年二月クーデタを実行し、「国家秩序維持評議会」を結成して以後一年三か月にわたって政治権力を掌握したのは、陸軍士官学校第五期卒業生グループである。したがってこの時期の撤退過程における軍部のプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーの如何については、陸士五期生グループのそれが問題となる。陸士五期生グループは、前節で検討した「ヤング・タークス」や「民主的軍人グループ」のように明確な政治体制変革のプログラムを前面にかかげた軍内改革集団ではない。彼らはむしろ、八〇年代を通じて同期生の横の結束を重視して軍部内の重要ポストの獲得とこれによるヘゲモニーの拡大をはかってきており、この意味で権益集団である。したがってまた、彼らの場合首相令のように、明文化されたイデオロギー的表明もない。ただ五期生グループも、議会制デモクラシーや政党政治に対しては、タイ軍人一般の伝統的な考え方を共有していた。すなわちそれらは

第一に、自由選挙はかならずしも国家と人民の利益を追求する有能な人々を立法府に送るとは限らず、したがって下院に権限を集中した自由選挙にもとづくデモクラシーは真のデモクラシーとはいえないこと、第二に政党もまた、権力と私利私益のみを追求し、内部抗争に没頭していかなる理念をも有していないので、統治の責務を果たしえないこと、第三にすべての自発的な政治参加の諸制度や諸過程は、共産勢力浸透の潜在的なチャンネルになりうること、したがって第四に、国家の統一と安全と発展にとって必要と判断される時は、軍部は政治参加と政府の諸活動に対する後見をその任務とすること、などである。[21] さらにこうした考え方は、すでに九一年二月クーデタの理由において表明されてもいる。つまりそれらの理由は、チャートチャーイ政権の大規模事業をめぐる政治家汚職であり、議会の独裁による利益追求であり、政党や政治家による軍部の利益の侵害などであった。[22]

みられるように五期生グループのプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーにあっては、国家の発展と安全保障の確立は代議制デモクラシーに対する不信と結びついており、国家の利益にとって脅威と判断されるなら、軍部による政党政治への介入は正当化されている。そしてかかる五期生グループの政治体制イデオロギーも、この時期の撤退過程に対して具体的に影響を与えた。それらが以下に検討する九一年憲法の制定と、九二年五月事件である。

まず九一年憲法の制定は、軍部がその政治介入の基盤を法制化して維持しようとした動きとしてとらえることができる。軍部はクーデタ後、文民を中心とする憲法起草委員会を任命し、恒久憲法草案を審議させた。ここで審議された草案で、軍部の政治介入の法制度的基盤に関して重要な規定は、第一に軍人を含む公務員の首相・閣僚兼任禁止、第二に閣僚の三分の二以上は民選による下院議員であること、第三に上院議員の任命に関して、これを従来の首相によるものから新たに設置する憲法委員会の選出による候補者の互選とすること、第四に国会議長は下院議員であること、などであった。この草案は七八年旧憲法に比して第二、第三、第四の規定の点で、上

院を通じた軍部の政治介入を制限し、民選下院のヘゲモニーを強化するものであった。しかし草案が九一年八月に国会第一読会を通過すると、軍部はこれを半数近くが現職軍人で占められる憲法草案審議委員会の審議に付し、修正案を提出する。すなわち、経過規定を設けて公務員の首相・閣僚兼任を可能とすること、上院定数を増加して下院定数と同数とすること、憲法委員会設置規定の削除、国会議長は上院議長であること、などである。だが軍部による修正案が提出されると、政党政治家、学生、知識層などによる抗議運動が展開され、十一月には数万人規模の反対集会が開催されるにいたった。憲法草案審議委員会はこれらの事態に対応して、経過規定による公務員の首相・閣僚兼任の削除、上院定数の削減、上院の権限から下院と合同での首相選任権、国家予算審議権など重要法案審議権の削除、などの譲歩を行った。[23] しかしこれらの譲歩にもかかわらず、反対運動は地方都市にまで波及し、大学などでハンストが行われた。結局、国王の和解勧告により事態は収拾され、九一年十二月、憲法草案は採決されて九一年憲法が成立する。

以上みてきた経過のなかで、仮説検証にとって重要な点は、第一に五期生グループの政治体制イデオロギーが九一年憲法の上院の権限のなかで、なお軍部の政治介入を正当化する規定として残されたことである。それらは上院議長が国会議長であること、四年の経過規定期間中は「国家秩序維持評議会」議長が上院議長を任命でき、さらに上院は上下両院合同会議において内閣不信任案の審議と決議に参加できることなどである。[24] すなわち九一年憲法は現職軍人の首相・閣僚兼任を禁ずることで、行政府における軍部の直接の介入とヘゲモニーを遮断したが、一方で軍部は少なくとも経過規定期間中は任命制の上院を通じて、政党政治に対する牽制を確保することに成功している。また九一年憲法では、首相は民選下院議員でなければならないとする規定はなく、この点でも軍部は自由選挙にもとづく文民政権樹立の制度的保障を回避し、政権交替における軍部の後見の道を維持した。これらの点で軍部は、九一年憲法の制定において、撤退への意志を明確に拒否する政治体制イデオロギーを法制度

化したといえる。第二に、前述したように、軍部の修正案に対しては大規模な抗議行動がくり返されており、軍部の政治体制イデオロギーとその制度化の試みは、撤退過程に対する障害要因となっている。したがって五期生グループのプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーは、九一年憲法とその制定の過程において、具体的に撤退過程を不安定なものとしたといえる。

次にみる九二年五月事件とそれへの過程も、五期生グループの政治体制イデオロギーが現実に作用したものとして検討することができる。軍部は従来とは異なり、クーデタ後に政党法を廃止せず、政党政治の存続を認めている。そして軍部自らが国家秩序維持評議会の支持のもと、クーデタ・グループのひとりであり五期生のカセート空軍司令官を中心に、軍部政党「正義団結党」を九一年六月に設立している。「正義団結党」設立の目的は、九一年憲法に規定されている下院総選挙において、軍部のヘゲモニーを確立できる政権を樹立することにあった。[25] 下院総選挙は翌九二年三月に実施されるが、この選挙において指摘されなければならない点は、第一に選挙争点が首相は民選下院議員であるべきかどうかということに集中したことであり、第二に「正義団結党」やその他の親軍政党は、当然民選下院議員ではない人物の首相就任を認めたことである。[26] 軍部はまさにこの後者の点において、九一年憲法の制定とともに、撤退を拒否する政治体制イデオロギー実現の意図を示したといえる。そして、総選挙後から五月事件までの過程は、軍部の後見にもとづく政権の誕生と、これに対する国民の抗議行動への過程となる。

下院総選挙では「正義団結党」が第一党となったが、同党党首ナロンは麻薬取り引き疑惑を米国から指摘され、首相就任を断念する。そしてスントン国家維持評議会議長が首相適任者として、スチンダー国軍最高司令官ないしはカセート空軍司令官を挙げ、その後「正義団結党」を中心に親軍連立五党はスチンダーを首相に推挙した。スチンダーは憲法の規定にしたがって軍籍を離脱してのち首相に就任し、四月、スチンダー政権が成立した。し

たがってまず、この時期の撤退過程では五期生グループの政治体制イデオロギーは、スチンダー政権の成立によって撤退の中断として具体的に現れることになった。そしてこの帰結は、五月事件において撤退過程に最大の混乱をもたらす。すなわち、五月の大衆運動における要求はスチンダー首相の辞任と首相民選への憲法改正に集中したが、国軍は首都バンコクでの市民のデモ隊に発砲し、数百人の死傷者を出す惨事となる。事態を憂慮した国王は軍部と民主化勢力との間の調停に入り、これを受けてスチンダー政権は退陣する。[27] つまり五月事件は、軍部の政治的ヘゲモニーを指向する五期生グループのプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーが、軍部のこれ以上の政治介入を拒否する国民各層の抵抗に直面し、これに対し武力鎮圧を試みて撤退を極度に不安定な過程とした意味をもつのである。

以上検討してきたように、五期生グループのプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーにあっては、国家安全保障の確立と自由選挙にもとづく代議制デモクラシーとは相互に対立するものと認識されており、ここから政党政治に対する介入は正当化されていた。そしてかかるイデオロギーは、九一年憲法とその制定の過程において、さらに九二年五月事件とそれへの過程において、具体的に軍部と民主化勢力との間の対立と実力行使を導き、軍部の撤退過程を不安定なものとしてきたことが明らかにされた。したがってアーナン第一次政権からスチンダー政権においても、本章冒頭で表記した仮説は検証された。

第三章　文民統制——文民政権の正当性に関する仮説検証

本章では、文民統制において、文民政権の正当性に関する仮説を検証する。検証される仮説は以下の通りである。

「文民の政治的リーダーシップと新たな政治制度の構築は、政権の正当性を確立して文民統制を効果的なものとするが、これらが不安定であれば文民統制は困難なものとなる。」

本章で検討される文民統治の期間は、八八年八月に成立し、九一年二月クーデタで崩壊したチャートチャーイ政権期、および九二年六月に任命された暫定政権であるアーナン第二次政権からチュアン政権を経て、現在までのバンハーン政権にいたる期間である。したがって第一節ではチャートチャーイ政権期を、第二節ではアーナン第二次政権からバンハーン政権期を対象に仮説を検証する。

第一節　チャートチャーイ政権期

チャートチャーイ政権期において、仮説の検証にとって検討すべき問題は、閣僚や政党政治家の政治腐敗、連立政権内の対立、政権と軍部との対立、九一年二月クーデタなどである。以下、順に検討する。

政治家の汚職は、当然政権の正当性を左右する重大な争点であるが、チャートチャーイ政権においても批判が集中したのは、政治腐敗の問題であった。そしてこれは、チャートチャーイ政権の権力基盤とも関連しているので、まずこの点からみておきたい。タイの政党は実業家層との結びつきが強いが、特に連立第一党であったタイ国民党は六〇年代から成長をとげてきた繊維、化学を中心とした産業資本家層をその支持基盤とし、財政的援助をうけていた[28]。またチャートチャーイ首相や内務大臣をはじめとし、閣僚四五名中三三名が企業家出身であった[29]。さらにチャートチャーイは組閣にあたって、自らの一族とタイ国民党メンバーを重用し、内務相、総理府相、首相政策顧問団のメンバーなど重要ポストに血縁者やその友人を任命、工業相や大蔵相など主要閣僚にはタイ国民党メンバーを当てた[30]。加えてチャートチャーイは、重要な経済ポストにはテクノクラートを重用したプレーム政権とは異なり、大規模な開発事業の決定にあたってタイ国民党を中心に政党政治家のヘゲモニーを拡大させた。

たとえばそれは先の内務相、工業相、大蔵相といった許認可権に関連するポストにおいてだけではなく、免税権をもつ投資委員会も総理府相の監督下におかれた。首相自身も石油化学事業などの開発委員会委員長に就任し、国家経済開発庁のテクノクラートは、かっての影響力を低下させた。[31]

こうした権力構造の特徴は、政府の大型プロジェクトの実施において、容易に利権、金権政治の弊害をもたらすことになった。すなわち、閣僚、政党政治家の政治腐敗の問題である。特に批判の対象となった事業は、首都圏での最初の大型輸送システムであるスカイトレイン計画、電話回線拡張事業、遠距離通信事業、港湾整備など情報・運輸部門であり、首相や担当大臣による莫大な私財蓄積が報道された。[32] これに対しては大学人や官僚などがマスコミを通じて政府批判を展開し、国民や軍部の政権不信を増大させた。[33] そしてこれらの事態が、チャートチャーイ首相の政治的リーダーシップと政権の正当性を著しく損ねたことはいうまでもない。

首相の政治的リーダーシップに関しては、連立政権内の対立の問題もあった。もともとタイの政党は固有のイデオロギーや政策にもとづいた凝集性はなく、当選を目的とした資金力を中心に結びついており、党全体の結束や党に対する忠誠はきわめて弱い。この点でタイの政党は利権にもとづいた派閥集団の集まりであり、連立政党間のみならず与党内部でも常に利害対立をはらんでいた。[34] したがってこの点でタイの政党の脆弱性は、仮説における新たな政治制度の構築の問題とも関連している。実際政党内の不協和は、従来から軍部の政治介入の口実となっていた。チャートチャーイ政権では、たとえば先のスカイトレイン計画と電話回線拡張事業の許認可に際し、タイ国民党の内務相と連立第二党であった社会行動党の運輸通信相との間で、利得の配分をめぐって対立があった。[35] 両党間ではさらに、首相政策顧問団と社会行動党党首であったシティ外相との間に、外交政策に対する顧問団の干渉をめぐって対立が深刻化していた。両党の対立は、社会行動党閣僚の汚職に対する野党による不信任案動議、シティ党首の引責辞職などを経て、九〇年八月の内閣改造における外相更迭、同じく社会行動党で汚職嫌

疑のあった二閣僚の解任へと発展した。[36] タイ国民党内部では、内務相顧問の任命、官僚人事などをめぐってプラマーン内務相への批判が強まり、さらにプラムアン大蔵相と首相との関係も、インフレ対策をめぐって悪化していた。これらの対立も、八〇年一月と同年八月の内閣改造における内務相、大蔵相の異動によって解決がはかられた。[37]

こうして政府主導の大型プロジェクトにおける政治腐敗、これと関連する連立政権内の対立は、国民の間にチャートチャーイ政権の汚職政権としての評価を定着させ、その正当性を大きく侵害した。[38] この事態は政治的リーダーシップの点からみれば、各勢力間の調整にもとづいたプレーム政権の政局運営とは異なり、ビジネス・エリートの一元的政治支配をうながしたチャートチャーイの失政であった。これはまた、農村の貧困や富の不公平な分配に対する国民の不満を高め、文民政権に対する国民の当初の支持を失わせた。さらにこの事態を新たな政治制度の構築という点からみれば、連立政党間さらには与党内部の利害対立は、一般に一政党の結集や凝集性の欠如を示しているのみならず、連立内閣の安定がこれを構成する諸政党やその政党内部の派閥の利害に従属している事態をもあらわしているといえる。[39] これらは、先の内閣改造人事においてみた通りである。

チャートチャーイ政権におけるかかる政治的リーダーシップの欠如や、これからくる政治制度の脆弱性は、当然軍部との関係に影響を与えた。次は文民統制に関連して、この側面を検討する。政権と軍部との関係では、やはり閣僚の汚職に軍部の批判が集中した。その最初の動きは、八九年八月のチャワリット陸軍司令官による政権汚職批判である。チャワリットは閣僚の九割までが汚職に関連しているとして政権を攻撃したが、これに対し当時のスクンバン首相顧問は軍部の政治介入を非難、逆に軍部の腐敗を正すように求めている。軍部は直ちにスクンバンの辞任を要求し、結局チャートチャーイ首相はスクンバン自らの辞任を受け入れている。[40] 九〇年に入っても、政党政治家の汚職に対する軍部の批判は継続した。三月に副首相兼国防相として入閣していたチャワリット

は、続けてチャルーム総理府相の不正を指摘、これに対しチャルームはチャワリット自身の腐敗を非難している。チャワリットは六月に閣僚を辞任し、これ以降九一年二月クーデタまで政軍関係は急速に悪化していく。[41]

軍部はチャルームの更迭を首相に要求するが、八月の内閣改造ではチャルームは総理府相に留任する。十一月にはチャルームは軍部への反論を行ったが、軍部は首相に対し自らの辞任かチャルーム更迭の選択をせまった。首相はいったんチャルームの更迭を軍部に公約するが、十一月の内閣改造では軍部の圧力に屈することはできないとして、チャルームを副首相として内閣にとどまらせた。これに対し軍部は、ラジオ放送を通じて政権への信頼喪失と支持の撤回を表明している。十二月、チャルームの汚職と政権の対応を批判するマスメディアの動きもともない、チャートチャーイ首相はいったん辞任してチャルームを除いた第二次政権を発足させた。[42] さらに九一年に入ると、先に入閣していた元陸軍司令官アーティット副首相の副国防相兼任が発表される。アーティットはすでに軍首脳ポストを独占していた五期生グループと反目しており、さらに国防相、副国防相は軍内人事権を有していた。このため、政軍間の対立はアーティットの副国防相就任により頂点に達し、これが九二年二月クーデタへの直接の引金となった。[43]

以上みてきたように、政権に対する軍部の批判は閣僚の汚職を焦点としており、かかる政治腐敗の問題から軍部はチャートチャーイ政権が統治能力と国益尊重の点で、正当性をもたないと判断するにいたっている。ここでは明らかに軍部にとっても、汚職をめぐってチャートチャーイ首相の政治的リーダーシップの欠如が問題とされており、このため軍部の圧力による閣僚の辞任、更迭など政権による文民統制はほとんど機能していない。そしてチャートチャーイ政権の文民統制の弱体化は、九一年二月クーデタによる政権交替にまで展開した。最後に、仮説検証におけるこのクーデタの意味をみておく。

九一年二月クーデタでは、文民政権が正当性を喪失した根拠が、軍部（五期生グループ）が発表したクーデタ

の理由づけにおいて示されている。それらはすでに前章第二節で言及したが、第一に大型プロジェクトにおける政治家の利権追求と、首相がこれを放置したこと、第二に閣僚による官僚人事への恣意的介入と、これによる官僚の士気低下、第三に首相、議会の連立与党、総理府の首相顧問団などによるデモクラシーを装った利権追求、すなわち国会独裁、第四に軍部だけが政党と政治家の影響力に屈しない唯一の組織であり、政府は軍首脳部解任のうわさなど軍部に対して対抗しようとしたこと、第五に八二年の王妃暗殺未遂事件で、首相は首謀者の軍人（ヤング・タークスのメンバー）を擁護し、昇進させた、すなわち王室に対する不敬、などである。[44] クーデタにおいても、第一、第三の理由づけで明らかなように政権全体を包み込む汚職の蔓延とチャートチャーイ首相の無策に対して、政治的リーダーシップのあり方が問われており、これは第五の王室に対する不敬を指摘した点においても同様である。また政治制度の問題に関しては、第三、第四の理由づけにみられるように、官僚特に軍部の優越性が内閣や国会の利権追求に対抗して強調されている。いいかえればこれは、軍部にとって内閣や国会といった政治制度が国家と人民の利益の尊重という観点からみれば、政治家の利権のみを追求する点で独裁的な制度と判断されていることを意味する。したがって九一年二月クーデタは、政治的リーダーシップの欠如と、汚職を必然とした政治制度の欠陥が文民政権の正当性を失わせて、文民統制の最終的崩壊としてあらわれたものといえる。

以上考察してきたように、チャートチャーイ政権においては、政治的リーダーシップの欠如と政治制度の脆弱性ないしは欠陥は、大型プロジェクトにおける閣僚の政治腐敗、これを原因とする連立政権内および軍部と政権との対立、九一年二月クーデタなどとなってあらわれ、国民や軍部の間で文民政権の正当性を失わせて、最終的にクーデタにおける文民統制の崩壊を帰結した。したがってチャートチャーイ政権においては、本章冒頭で表記した仮説は検証された。

第二節　アーナン第二次政権からバンハーン政権期

アーナン第二次政権の成立から現在にいたるバンハーン政権の文民統治においては、第一章で概観したように、政権交替の際にクーデタや軍部の後見といった大きな政治介入はない。政権交替は選挙管理内閣としてアーナン第二次政権の任命を除けば、いずれも下院総選挙の結果にもとづいて行われている。この点は前節でみたチャートチャーイ文民政権の終幕とは異なっており、大まかなプロセスとして最初に指摘しておきたい。仮説検証にとってこの時期に問題となるのは、軍部をめぐる制度改革、九一年憲法の改正、与野党間の対立と政治腐敗、文民統制に対するこれらの影響などである。以下、順に検討する。

スチンダー政権までの軍部がある程度の政治的ヘゲモニーを維持してきた点を考えるなら、軍部をめぐる制度改革は軍部を対象とはしているが、仮説における新たな政治制度の構築としてとらえることができる。それらは主に、アーナン第二次政権下で実行された。まず九二年七月には、五月事件での武力行使の法的根拠となっていた七八年首相府令の廃止が発表される。同首相府令は国軍最高司令官と陸軍司令官に文官を管轄下において治安維持を行う権限を与えたものであり、この法令の廃止によって、国内治安維持司令部も解体された[45]。また、国営企業役員から現役軍人を解任することにより、軍部の経済的政治的特権を保障していた制度的枠組みの再編が実行された。たとえばタイ航空は空軍司令官を会長とする定款を改正し、これにより九一年二月クーデタの首謀者のひとりであったカセート空軍司令官が解任された。同様に政府は、タイ電話公社、高速道路公団などの役員から、陸軍司令官、陸軍第一管区司令官など現役軍首脳部の解任を決定した。こうして軍部の経済的特権のみならず、国営企業の運営を通じた政治的ヘゲモニーの制度的な排除がはかられた[46]。さらにアーナン第二次政権は、五月事件での国軍の発砲に関連した軍最高首脳部を解任し、後任人事に職業軍人意識のより高い人物をすえることで、軍部全体のプロフェッショナル化と文民統制の促進をめざした。すなわち、カセート国軍最高司令官兼空軍

司令官、イッサラポン陸軍司令官、チャイナロン第一軍管区司令官らを五月事件の直接の責任を問うて更迭し、軍部のヘゲモニーについて影響力の大きい陸軍司令官の後任には、プロフェッショナル意識が高いといわれているウィモン国軍副司令官を昇進させた。[47] また九月に成立したチュアン政権下では、翌九三年三月、議会が治安維持法の廃止を決定、さらに六月には国軍の展開に内閣の事前承認を必要とする法案が可決された。[48]

治安維持における軍部の優越的な権限を認める七八年首相府令の廃止、国内治安維持司令部の解体、治安維持法の廃止、国軍の展開に対する内閣の事前承認などは、少なくとも五月事件での武力弾圧のような軍部の独走を今後抑止するためのものであり、武力行使に対する直接の文民統制のための新たな法制度の構築という意味をもつ。また五月事件の責任者である軍最高首脳部の解任、その後の後任人事、さらに国営企業役員からの現役軍人の解任は、文民統制のための法制度の整備を人材の面から補い、軍部の政治的ヘゲモニーや首脳部の個人的特権を剝奪して、文民統制をより容易なものとするための措置ととらえることができる。同時にアーナン第二次政権は、五月事件直後にこれらの法制度改革を迅速に行うことで、政権に対する正当性を回復したといえる。しかし文民政権の権力基盤を強化する方向において、新たな政治制度の構築について検討するなら、注目しなければならないのは九一年憲法改正の問題である。次に、これをみてみる。

九一年憲法の改正は、スチンダー首相の退陣とならんで、五月事件の大衆運動が要求した最大のものであった。改正の要点はなによりも「首相は選挙で選ばれた下院議員でなければならない」とすることであり、国民のこの要求は、明らかに軍部の従来の政治介入を阻止し、民主的な文民政権を確立することにあった。議会はかかる大衆運動の要求を受けて、その他に国会議長は上院議長ではなく下院議長とすること、上院の内閣不信任案決議権の削除、国会第二会期で審議できる案件の規制撤廃など計四項目の憲法改正案を審議し、五月事件直後の六月には異例の速さで可決した。[49] すなわち九二年の憲法改正は、五月の大衆運動の最大の争点であった首相の民選下院

議員からの選出を実現することで、行政府における文民の権力基盤と正当性を法制度的に確立したものといえる。さらに議会の迅速な審議と与野党一致による改正案の可決は、国民の要求に答えて議会の正当性をも高める役割をはたした。(50)

九一年憲法改正の動きは、その後九二年十月に下院における憲法改正特別委員会の設置、これによる二五項目改正案の下院提出と続き、九三年十二月には議会での審議が行われたが、結論が出ないまま国会は閉会し、九四年に入っている。(51) これ以降の審議の争点のひとつは、やはりスチンダー政権成立直後に任命され、現役軍人が半数以上を占める上院のさらなる権限縮小と、下院の権限拡大をめぐるものであった。(52) さらにこの動きを追うことで、仮説検証における新たな政治制度の構築の意義をみてみる。

九四年三月、野党は独自の改正案を議会に提出したが、その内容は上院の権限縮小についての条項は含まれておらず、さらには非選出議員による首相就任を再び可能とするものであった。この野党案は、上院議員の賛成票にも支えられ、第一読会を通過した。一方チュアン政権下の与党は、四月、すでに提出されていた二五項目改正案のうち、上院議員定数の削減（下院定数三六〇名の三分の一へ削減）、下院委員会の権限拡大などを盛り込んだ八項目改正案を新たに議会に提出したが、野党や現役軍人を含む上院議員の棄権により否決される。こうしてさしあたり、先の野党案のみが第二読会での審議内容となるが、ここで第二読会での審議に提出する法案を検討するための憲法改正特別委員会が野党国家開発党書記長を委員長にすえて、新たに設置された。(53) 九四年九月に改正案は第二読会へ提出されるが、民主化への世論の圧力や野党国家開発党の連立政権への参加などにより妥協案が成立、翌九五年一月の第三読会において改正案が可決された。改正の主な内容は、上院議員定数は下院定数の三分の二へ削減、選挙権を十八歳以上に引き下げ、下院定数を人口十五万人に一議員とすること、行政裁判所やオンブズマン制度の導入などである。当然、下院議員からの首相選出規定は維持された。(54)

すなわち九五年の憲法改正は、現役軍人が多数を占める上院のヘゲモニーの抑制、さらに参政権と行政府に対する下院の権限の拡大によって、民選議員の権力基盤を強化し、民主化へ一定の前進をはたしたものといえる。この点でかかる成果は、九二年の憲法改正とともに、文民のヘゲモニーを新たに確立する政治制度の構築ととらえることができる。

さらに九五年から九六年初頭にかけては、官選上院議員の選出方法をめぐって、上院、野党、政権の間で審議が行われている。九六年二月には、民間部門での候補者と軍部・官僚からの候補者から、政府が任命する委員会による人選を経て、最終的に首相が二六〇名を選出する政府案が決定された。民主化の面でこの選出手続きの肯定的な面は、上院に職業別、産業別、教育・文化、経済、農業、宗教・福祉、労働、環境保護などの各団体を代表することが可能になったことである。[55] これは、上院での文民の政治的影響力の強化に資する新たな政治制度の構築である。

次に検討するのは、与野党間の対立と政治腐敗であり、これは仮説における文民の政治的リーダーシップと正当性の問題に関連している。ここで対象となるのは、チュアン政権とバンハーン政権である。

チュアン政権では、アーナン第二次政権とは異なり、その安定に大きな変化がある。まず九三年六月には、与党の株価不正操作疑惑、米の価格低迷などの問題に関し、野党による内閣不信任案が提出されたが、野党の足並みの乱れもあって否決された。さらに内閣不信任案は、十一月にも官僚の処遇問題に関し、内務相と商務相に対して提出されたが、これも野党の攻勢が根拠を欠き否決された。また同年九月には与党社会行動党の野党との合併により、連立与党間の不協和が表面化したが、これに代えてチュアン政権は自由正義党を連立に加え、少数与党への転落の危機を乗り切っている。[56] したがって九三年は、総じて連立政権内の結束は強化されており、チュアン首相の政権維持に対する政治的リーダーシップと民選による文民政権という当初の国民の期待と正当性は維

持されている。

しかし、チュアン政権の正当性をゆるがした最大の危機は、九四年末から九五年にかけて明らかになった土地改革政策での不正疑惑である。これは、チュアン政権の実施する貧農への土地分配政策において、与党民主党議員の親族が不正に土地を取得していたとするものである。チュアン政権は九五年五月、これに対する野党による内閣不信任案の採決直前に議会を解散、内閣は総辞職する。そして七月の総選挙により、タイ国民党を第一党とする七党連立のバンハーン政権が成立した。[57] しかしバンハーン政権においても、その金権体質や不正が政権成立当初から指摘された。たとえば、タイ国民党党首や顧問など党幹部の麻薬取り引き関与、総選挙における買収などのほか、新閣僚のメンバーのうち三名は、九一年二月クーデタ直後に不正蓄財の疑いで財産凍結処分を受けた人物であった。さらにバンハーン首相自身の金権体質も、マスコミから批判されていた。[58]

したがって国民、特に首都圏のビジネス・エリート、専門職などの中間層は議会や政党政治家の自浄能力の欠如に不満を強め、退役軍人による議会外の政治制度改革運動も開始された。[59] このように、チュアン政権末期やバンハーン政権下では、政治腐敗の問題から文民政権の政治的リーダーシップは疑問視され、その正当性がある程度侵害されたといえる。

それではいままでみてきた軍部をめぐる制度改革、九一年憲法の修正、与野党間の対立と政治腐敗は、それぞれどのように文民統制に影響を与えたであろうか。前二者は新たな政治制度の構築であるが、まずこの点からみてみる。九一年憲法改正の過程でみたように、軍部は任命の上院を通じてなお一定の影響力を議会政治において維持しており、また本稿では言及できなかったが、チュアン政権下で争点となった地方分権化法案も野党や上院の反対で実現できなかった。しかし官選上院を通じての野党の影響力の行使も、現憲法下での代議制デモクラシーの枠内のものであり、政権による文民統制を侵害する意味での軍部の政治介入とはいえない。むしろ文民統制

に関する新たな政治制度の構築の点で評価すべきは、やはり民選下院議員からの首相選出を中心とする九一年憲法の改正である。これらの制度改正は、政権交替における軍部の政治介入を不可能とし、定期的な下院総選挙による文民政権成立のためのルールを確立した意味をもつ。したがって文民統制について指摘されるべき最も重要な事実は、九二年九月の総選挙によるチュアン政権、続く九五年七月の総選挙によるバンハーン政権各々の成立である。つまりこれらは、政権交替における代議制デモクラシーの一定の定着を示している。そしてこの点で九一年憲法の改正は、政治権力の継承手続きという政権の正当性に関わる最も重要な過程に対する文民統制を、制度的に保証したものととらえることができる。

次に、与野党間の対立と政治腐敗が文民統制に与えた影響はどうであろうか。これは、文民の政治的リーダーシップの問題であり、検討すべきはチュアン政権とバンハーン政権であった。まずチュアン政権では先にみたように、内閣不信任案は否決され、政権維持に対するチュアン首相の政治的リーダーシップと正当性は確保されていた。またチュアン政権では、九三年、九四年にかけて一般に軍部との関係は良好であり、従来の政権とは異なって軍部を特殊な権力基盤ともしていない。たとえば九三年、九四年の軍内定期人事異動では、五月事件に関連した軍首脳部の昇進が据え置かれ、プロフェショナリズムの促進がはかられており、この点でも文民統制に対する政権のリーダーシップは発揮されている。[60] さらに与党の政治腐敗の問題では、政権は前述したように解散、総選挙によって国民の信を問うており、ここでチュアン首相の政治的リーダーシップは、代議制デモクラシーの原則と憲法の規定にそって、軍部の無用な介入を前もって回避する効果をもった。

またバンハーン政権でも首相や与党の金権体質、票の買収、不正蓄財などが指摘された。軍部との関係では九五年八月、軍部は機関誌やラジオ放送を通じて政権の物価安定政策を批判、さらに政治改革への軍部の参加を主張している。[61] しかしこうした動きは、具体的な政治介入まで発展しておらず、むしろ政権は先にみた民間部門か

らの代表を含む上院議員選出手続きの決定、さらに九五年九月の軍内定期人事異動などで文民の政治的リーダーシップを維持しているといえる。九五年九月の人事異動では、チャワリット国防相が国軍司令官、陸軍司令官の軍部案を拒否することで異例の介入を行い、この面での文民統制の先例をつくった。(62)

こうしてアーナン第二次政権からバンハーン政権期においては、政治腐敗の点でチュアン政権末期、バンハーン政権の正当性は低下したが、これらは軍部の具体的な政治介入に結びついていない。むしろ軍部をめぐる制度改革、九一年憲法の修正などの新たな政治制度の構築は政権の正当性を補い、政権交替における文民統制を制度的に確立している。さらに文民の政治的リーダーシップも、これらの改革のプロセスや下院解散、総選挙といった重要な政治日程、軍内定期人事異動などで維持されており、文民統制に効果的にはたらいていた。したがって以上の考察から、本章冒頭で表記された仮説は検証された。

おわりに

本論では、政軍関係において民主化の動向に最も影響を与えると考えられる二つの仮説を検証した。しかし実際の民主化過程では、当然さまざまな政治的経済的社会的諸過程が錯綜しており、しかも時の経過とともに、各々の過程やこれを構成する諸要素の重要性も変化する。タイの場合、本論での仮説検証でみたように、軍部の撤退過程においてはそのプロフェッショナリズムと政治体制イデオロギーのあり方が撤退をきわめて不安定なものとしていた。しかしプレーム政権における撤退過程では、プレーム首相の調整型の政治的リーダーシップが撤退の中断とクーデタの成功を妨げており、九一年二月クーデタ後の撤退過程では、五月事件における国王の調停が文民政権の成立につながっている。また文民統制においては、アーナン第二次政権から現在のバンハーン政権

での文民統制の安定は、本論で検証した政権による政治制度の構築と文民の政治的リーダーシップに帰せられるだけでなく、軍部の側からによるプロフェッショナリズムの育成にも大きく負うている。

このように民主化の過程は、軍部の動向を中心としても多様な要因に規定されて推移しており、今後はこれらについての仮説検証と総体的な評価が課題となる。

(1) 代表的なものとして、Talukder Maniruzzaman, *Military Withdrawal from Politics : A Comparative Study*, Cambridge, 1987 ; Guillermo O'Donnell, Philippe C. Schmitter, and Laurence Whitehead, eds., *Transitions from Authoritarian Rule : Comparative Perspectives*, Baltimore, 1986 ; Scott Mainwaring, Guillermo O'Donnel, and J. Samuel Valenzuela, eds., *Issues in Democratic Consolidation : The New South American Democracies in Comparative Perspective*, Notre Dame, 1992 ; Claude E. Welch, Jr., *No Farewell to Arms?: Military Disengagement from Politics in Africa and Latin America*, Boulder, 1987 ; Constantine P. Danopoulos, ed., *Civilian Rule in the Developing World : Democracy on the March?*, Boulder, 1992. など。

(2) 拙稿「民主化過程における軍部――軍部の撤退と文民統制のための理論的課題――」『常葉学園富士短期大学研究紀要』第六号、一九九六年三月、五三―八八頁参照。

(3) 加藤和英『タイ現代政治史――国王を元首とする民主主義』弘文堂、平成七年、一五七―二〇七頁。

(4) Chai-Anan Samudavanija, *The Thai Young Turks*, Singapore, 1982, pp. 31, 42, 61f.

(5) Eiji Murashima, Nakharin Mektrairat, Chalermkiet Phiu-nual, *Political Thoughts of the Thai Military in Historical Perspective*, Tokyo, 1986, pp. 154f, 161. 末廣昭『タイ――開発と民主主義』岩波新書、一九九四年、九〇頁。

(6) 同右、九〇頁。

(7) Eiji Murashima, Nakharin Mektrairat, Chalermkiet Phiu-nual, *op. cit.* , pp. 168-171.

(8) 末廣前掲書、九一頁。

(9) Eiji Murashima, Nakharin Mektrairat, Chalermkiet Phiu-nual, *op. cit.* , pp. 174-182.

(10) Suchit Bunbongkarn, "The Thai Military's Effort to Institutionalise Its Political Role", *The Pacific Review*, Vol. I, No. 4, 1988, p. 404 ; Suchit Bunbongkarn, "The Change of Military Leadership and Its Impact on Thai Politics", *Southeast Asian Affairs*, 1987, pp. 336f ; Kusuma Snitwongse, "Thailand's Year of Stability : Illusion or Reality?", *Southeast Asian Affairs*, 1988, pp. 274f, など参照。

(11) *Far Eastern Economic Review* (*FEER*), 2. 17. 1983.

(12) *FEER*, 11. 28. 1985 ; Chai-Anan Samudavanija, 'Thailand : A Stable Semi-Democracy', in : Larry Diamond, Juan J. Linz, and Seymour Martin Lipset, eds., *Democracy in Developing Countries*, Vol. III, London, 1989, p. 332.

(13) Suchit Bunbongkarn, *The Military in Thai Politics 1981-86*, Singapore, 1987, pp. 90, 94, 96f.

(14) *Ibid.*, pp. 90f.

(15) *Ibid.*, p. 73.

(16) 『世界週報』、一九八三年二月二二日。

(17) Likhit Dhiravegin, *Demi Democracy : The Evolution of the Thai Political System*, Singapore, 1992, p. 212.

(18) Chulacheeb Chinwanno, "Thailand in 1983 : The Parliamentary System Survives", *Southeast Asian Affairs*, 1984, pp. 312f. 『世界週報』、一九八三年五月三一日。

(19) 竹下秀邦「軍部の圧力で政局流動化」『アジアトレンド』一九八四年秋号、一四頁。

(20) 『世界週報』、一九八五年二月二六日。玉田芳史「タイのクーデタ、一九八〇～一九九一年：軍の同期生、内部抗争、対政府関係」『東南アジア研究』二九巻四号、一九九二年三月、四〇四頁。

(21) Sukhumbhand Paribatra, "State and Society in Thailand : How Fragile the Democracy?", *Asian Survey*, Vol. XXXIII, No. 9, September 1993, pp. 885f.

(22) 玉田前掲論文、四一三―四一四頁。

(23) 加藤前掲書、二七五―二七七頁。岡崎久彦・藤井昭彦・横田順子『クーデタの政治学――政治の天才の国タイ』中公新書、一九九三年、一〇五頁。

(24) 岡崎久彦・藤井昭彦・横田順子同右、一八一、一九七、二〇八―二一〇頁　参照。
(25) 同右、九七―九八、一二二頁。
(26) 加藤前掲書、二八二頁。
(27) Suchit Bunbongkarn, "Thailand in 1992 : In Search of a Democratic Order", *Asian Survey*, Vol. XXXIII, No. 2, February 1993, p. 220.
(28) 河森正人「新政権成立をどうみるか」『アジアトレンド』一九八八年―Ⅳ、二二―二三頁。
(29) Pisan Suriyamongkol, *Institutionalization of Democratic Political Processes in Thailand : A Three-Pronged Democratic Polity*, Bangkok, 1988, p. 86.
(30) 末廣前掲書、一〇四頁。
(31) 河森前掲論文、二一頁。
(32) *FEER*, 8. 11. 1988, 1. 9. 1989.
(33) Tan Lian Choo, "Personality Politics in Thailand", *Southeast Asian Affairs*, 1991, p. 286.
(34) 森迫隆「タイにおける民主主義の経験――九二年「五月事件」の底流――」『法学政治学論究』第二十号、一九九四年春季号、二三〇―二三一頁。
(35) Scott R. Christensen, "Thailand in 1990 : Political Tangles", *Asian Survey*, Vol. XXXI, No. 2, February 1991, p. 200.
(36) 加藤前掲書、二六三―二六四頁。Tan Lian Choo, op. cit., p. 283.
(37) 同右、二六三頁。
(38) 『世界週報』、一九九一年四月二日。
(39) この点、たとえば James Soren Ockey, 'Business Leaders, Gangsters, and the Middle Class : Societal Groups and Civilian Rule in Thailand', Unpublished Ph. D. thesis, Cornell University, 1992, pp. 247f 参照。
(40) Donald E. Weatherbee, "Thailand in 1989 : Democracy Ascendant in the Golden Peninsula", *Southeast Asian Affairs*, 1990, pp. 345f.
(41) Scott R. Christensen, op. cit., pp. 197f.

(42) Tan Lian Choo, op. cit., p. 284. 玉田前掲論文、四一一—四一二頁。
(43) 末廣前掲書、一一〇—一一一頁。
(44) 『世界週報』、一九九一年四月二日。
(45) 加藤前掲書、三〇〇頁。
(46) 同右、三〇一頁。
(47) *FEER*, 8. 13. 1992.
(48) John Girling, "Thailand : Twin Peaks, Disturbing Shadows", *Southeast Asian Affairs*, 1994, p. 313.
(49) 『世界週報』、一九九二年六月一六日。*FEER*, 6. 4. 1992.
(50) 『世界週報』、一九九二年六月三〇日。
(51) 東茂樹「一九九三年のタイ——進まぬ民主化の流れ」『アジア動向年報』一九九四年、二六一頁。
(52) 政治制度についての他の主要な争点としては、地方分権化の推進がある。ここで争われたのは、地方自治体の首長や役員の公選制であるが、これは既得権を有する内務官僚、野党、上院の反対票により実現しなかった。この点、東茂樹「一九九四年のタイ——手間取る民主憲法の制定」『アジア動向年報』一九九五年、二七一—二七四頁参照。
(53) 同右、二六九頁。*FEER*, 4. 14. 1994.
(54) *FEER*, 4. 6. 1995 ; Chalidaporn Songsamphan, "Thailand : Slow Government, Sluggish Democratization", *Southeast Asian Affairs*, 1995, p. 334.
(55) 今泉慎也「タイの政治制度改革と上院議員の任命」『アジ研ワールド・トレンド』第十一号、一九九六年四月、四二頁。
(56) 東茂樹「一九九三年のタイ——進まぬ民主化の流れ」前掲論文、二五八—二六〇頁。*FEER*, 6. 24, 11. 25. 1993.
(57) *FEER*, 6. 1. 1995.『世界週報』、一九九五年七月二五日。
(58) 『世界週報』、一九九五年八月一日。*FEER*, 7. 27. 1995.
(59) *FEER*, 10. 26. 1995.
(60) *FEER*, 9. 23. 1993, 9. 29. 1994.

(61) *FEER*, 9. 7, 10. 26. 1995.
(62) 『朝日新聞』、一九九五年九月二八日付朝刊。

[追記] 本稿脱稿後の一九九六年九月、バンハーン政権は汚職疑惑により退陣、一一月に下院総選挙が行なわれ、新希望党を第一党とするチャワリット政権が誕生した。